

北広島町告示第 号

北広島町地域スポーツクラブ活動体制整備事業実施要綱を次のように定める。

令和7年8月27日

北広島町長 箕野博司

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ事ができる機会を確保するため、学校部活動から地域へ展開して行われるスポーツ及び文化芸術活動の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で北広島町内で実施される地域スポーツクラブ活動の経費の一部を助成することについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「地域スポーツクラブ活動」とは、北広島町立学校へ在籍する中学生が継続して親しむことができ、学校の教育課程外の活動として行われる地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、北広島町に事務局を置き、中学生を対象に町内で活動する地域スポーツクラブとし、別に定める北広島町地域スポーツクラブの募集においてまちづくり推進課が承認した者とする。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は令和7年9月1日から令和8年1月31日までとする。

(助成対象経費等)

第5条 助成対象経費及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 助成金額は、助成対象経費とする。ただし、1団体あたり100,000円を上限とする。
- (2) 助成対象経費は、活動のため必要となる消耗品、施設利用料、地域スポーツクラブ活動に係る指導者への謝金とする。
- (3) 謝金は、指導者一人当たり1時間1,600円に指導者が地域スポーツクラブ活動で指導を行う回数及び当該指導時間数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による金額の算出をする場合において、補助に係る指導者の人数は指導1回につき2人を、地域スポーツクラブ活動1回当たりの指導時間数は平日2時間、休日3時間を限度とする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北広島町地域スポーツクラブ活動体制整備事業申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えてまちづくり推進課へ申請するものとする。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、まちづくり推進課が必要と認める書類

(決定等)

第7条 まちづくり推進課は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるときは、北広島町地域スポーツクラブ活動体制整備事業助成決定書（様式
第3号）により申請者に通知するものとする。

(報告)

第8条 助成決定者は、助成対象期間内の地域スポーツクラブ活動が完了したとき、また
は助成上限額に達したときは、北広島町地域スポーツクラブ活動体制整備事業報告書（様
式第4号。以下「報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、まちづくり推
進課に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書（様式第5号）
- (2) 収支整理簿（様式第6号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まちづくり推進課が必要と認める書類

2 まちづくり推進課は、必要があると認めるときは、助成決定者に対して経理状況その
他必要な事項について報告をさせ、又は事業の内容を調査することができる。

(助成金の請求)

第9条 助成決定者が助成金の請求をするときは、月毎又は当該年度の事業終了後の実績
に伴いまちづくり推進課に請求書を送付し、まちづくり推進課から指導者又は請求者に
対し直接支払いを行うものとする。

(助成金額の確定)

第10条 まちづくり推進課は、前条の規定により支払いを行い、助成金額が助成上限額に
到達した場合には、当該上限額を確定額とし、上限額に満たない場合は、実績に伴い支
払った金額を確定額とする。

(助成決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 まちづくり推進課は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき
は、助成の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は
一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の確定を受けたとき。
- (3) その他まちづくり推進課が不相当と認める行為があったとき。

2 まちづくり推進課は、前項の取消しの決定を行った場合には、北広島町地域スポー
ツクラブ活動体制整備事業助成取消通知書（様式第7号）により助成決定者に通知するも
のとする。

3 前項の規定により助成金の返還を命ぜられた助成決定者は、まちづくり推進課が定め
る期限までに当該助成金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、まちづくり推進課が別に定める。

附則

この告示は、令和7年9月1日から施行する。